

本部町農業機械等導入支援事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 町長は、農業機械等の導入によって作業の省力化及び効率化を促進することにより、農業者の経営の安定及び生産意欲の向上を図り、もって農業の振興に資するため、農業機械等（以下「機械等」という。）の導入に要する経費に対し、予算の範囲内において、本部町農業機械等導入支援事業補助金（以下、「補助金」という）を交付するものとし、その交付及び実施に関しては、本部町補助金等の交付に関する規則（昭和54年規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業の目的)

第2条 農業機械等導入支援事業（以下、「本事業」という）は、第1条の趣旨を踏まえ、機械等の導入に要する経費の一部を補助することにより、農業者の経営の安定及び生産意欲の向上を図り、もって農業の振興に資するため支援することを目的とする。

(事業実施基準及び補助額等)

第3条 事業実施基準及び補助額等は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、本部町農業機械等導入支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要な書類を添えて、別に定める日までに町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を別表に定める実施基準により審査し、補助金交付の可否を決定し、本部町農業機械等導入支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（町長の指示する軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに町長に申請してその承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき（遂行が困難となった場合を含む。）は、速やかに町長に申請してその承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得した財産については、善良な管理責任者の注意をもつて管理し、効率的な運用を図ること。
- (4) 補助事業により取得した財産を処分したことによる収入があったときは、当該収入に当該補助事業に係る補助率を乗じて得た額を町に納付させることがある。

(変更承認申請等)

第7条 前条第1号及び第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき 本部町農業機械等導入支援事業変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするとき 本部町農業機械等導入支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき 本部町農業機械等導入支援事業完了期限延長承認申請書（様式第5号）

(交付申請の取下)

第8条 申請者は、第5条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該補助金の交付決定の通知を受けた日から15日以内に、本部町農業機械等導入支援事業補助金交付申請取下書（様式第6号）により申請の取下をすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、機械等の導入後速やかに本部町農業機械等導入支援事業補助金実績報告書（様式第7号）に、事業明細を記した契約書の写し、領収書の写し、写真その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

(検査等及び補助金の確定)

第10条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかに検査員を任命し検査を命ずる。その結果、適當と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、本部町農業機械導入支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助事業に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して必要な指示をし、報告を求め、または検査をすることができる。

(補助金の交付請求)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、本部町農業機械等導入支援事業補助金交付請求書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(状況確認)

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けた年度及び当該年度経過後2年度間にわたり、機械等の使用実績について、本部町農業機械等導入支援事業補助金使用状況報告書（様式第10号）により、毎年度3月末日までに町長に報告しなければならない。ただし、町長が必要と認めるときは、耐用年数に相当する期間で報告を求めることができる。

(補助金の返還)

第13条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、本人の責めに帰すことのできない事情があると町長が認める場合については、この限りでない。

- (1) 補助金の交付を受けて購入した機械等の耐用年数の経過以前に機械等を処分するとき。
- (2) 前条に規定する使用状況が確認できないとき。
- (3) 転売、賃貸等の行為が明らかになったとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(権利の継承)

第14条 補助事業者が死亡したときは、引き続き後継者が権利を継承できるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則
(施行期日)

- 1 この訓令は、令和7年7月1日から施行するものとする。

別表（第3条関係）

本部町農業機械等導入支援事業実施基準

第1 補助金の対象となる者の要件

次に掲げる1から3の要件のいずれかに該当する者で、4から9を全て満たす者とする。

なお、同一住所地及び同一世帯の1から3に該当する者は、補助対象者としない。

1. 専業農家
2. 農地所有適格法人
3. その他町長が適当と認める者及び団体
4. 町内に居住し、住民基本台帳法に基づき、本町の住民基本台帳に記録されている者、町内に主たる事務所又は本店を置く法人であること。
5. 地域計画に位置付けられた農業者等又は位置づけを受ける見込みがある農業者等であること。
6. 町税等を滞納していないこと。
7. 補助対象機械等を使用し、自ら農作物又は加工品の生産を行うこと。
8. 補助対象事業について、他の助成制度による財政的支援を受けていないこと又は受け見込みでないこと。
9. 本部町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団関係者ではないこと。

第2 採択基準

次に掲げる採択基準とする。

1. 要望が予算額を超える場合は、下記ポイントの合計ポイントの高い順に優先採択する。なお、同ポイントが多数となった場合等は、農林水産課内で非公開による抽選を行い決定する。

	内 容	ポイント
①	申請者が所有している既存機械等の更新でない	1点
②	中古機械等の導入でない	1点
③	認定農業者又は認定新規農業者に認定されている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	3点

④	70歳未満であること又は後継者がいる（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑤	法人化している	2点
⑥	青色申告をしている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑦	農業体験受入れや物産展出展を過去2年以内に行っている（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	2点
⑧	現時点で農業者年金に加入済み又は事業実施年度の翌年から1年以内に加入（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
⑨	現時点で収入保険に加入済み又は事業実施年度の翌年から1年以内に加入（農業者で組織される団体は、構成員の1/3以上）	1点
		点
合 計		点

第3 補助対象経費等

1. 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条に規定する目的達成に必要となる機械等を導入する経費で、事業費500千円以上のものとする。
2. 機械等の設置・保管場所が、本部町内であること。
3. 更新にかかる下取り価格がある場合は、新規購入価格から下取り価格を減額したものと補助対象経費とする。
4. 次の各号のいずれかに該当するものは補助対象経費としない。
 - (1) 農作業の用途以外に容易に供されるもので、汎用性の高い機械等は補助対象としない。（運搬用のトラック類（軽トラ、フォークリフト、小型特殊自動車を含む）、パソコン、ドローン、バックホー、ブルドーザー、タイヤショベル、キャリーダンプ、クローラダンプ、農業用倉庫、貯蔵庫、建物、構造物等）
 - (2) 税金（収入印紙代、消費税及び地方消費税を含む）
 - (3) 振込手数料
 - (4) 既に法定耐用年数を経過しているもの
 - (5) 補助対象事業として内容及び費用等を明確に特定することが困難な経費

(補助事業のみに用途を特定できない装置及び機械の購入費等)

- (6) 購入に係る帳簿類（見積書、発注書又は契約書、納品書、請求書、領収書及び振込控等）や、取得財産等の実物を確認できない経費
- (7) 事業期間内に発注から支払までの手続が完了しない経費
- (8) その他、社会通念上、補助金の対象とするには不適切と判断される経費

第4 補助金額等

補助金の補助率は、10 分の 5 以内とする。

- 2. 補助金の額は、第3の補助対象経費に前項の補助率を乗じた額とし、100万円を上限とする。
- 3. 前項の補助金の額に1千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。
- 4. 補助金の交付は、申請者につき1機械等で同一年度内に1回までとする。